

令和 3 年
第 2 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

令和 3 年 8 月 5 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

8 月 5 日午後 1 時 25 分開議

日程第 1、補欠議員の議席の指定

日程第 2、会議録署名議員の指名

日程第 3、会期決定の件

日程第 4、議長の選挙

日程第 5、議案第 1 号及び第 2 号並びに報告第 1 号及び第 2 号

出席議員（12人）

議 長	12 番	花 崎	勝 君
副 議 長	6 番	濱 本	進 君
	1 番	大 野 幹	恭 君
	2 番	片 平 一	義 君
	3 番	日 下 部 勝	義 君
	4 番	松 田 優	子 君
	5 番	小 貫	元 君
	7 番	池 本 柳	次 君
	8 番	山 根 理	広 君
	9 番	池 端 英	昭 君
	10 番	檜 垣 尚	子 君
	11 番	佐 藤 禎	洋 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直 道 君

出席説明員

専任副管理者 苫米地 庄 吾 君

副 管 理 者	小 山 秀 昭 君
副 管 理 者	鎌 田 英 暢 君
総 務 部 長	西 田 和 弘 君
振 興 部 長	清 野 馨 君
参事(総務担当)	高 橋 智 昭 君
参事(管理担当)	飛 鳥 謙 一 君
参事(企画振興担当)	中 館 泰 弘 君
参事(計画担当)	伊 藤 朋 之 君
参事(施設担当)	木 村 直 人 君
出 納 室 長	原 口 勝 善 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	高 橋 智 昭 君
書 記 (同)	飯 尾 円 紀 君
書 記 (同)	今 田 貴 弘 君

午後 1 時24分開会

1. 開 会

○副議長(濱本進君) 冒頭に、一言、申し上げます。

本来ならば、議長が議事進行を務めるところではございますが、議長が辞職をしておりますので、新たに議長が選出されるまでの間、副議長であります私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまより、本日招集されました令和3年第2回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後 1 時25分開議

○副議長(濱本進君) これより、本日の会議を開きます。

この際、議員の辞職及び補欠議員の選出について報告いたします。

去る6月22日、八田盛茂君、道見泰憲君、佐々木大介君、畠山みのり君、大河昭彦君から、それぞれ議員を辞職したい旨の願いがあり、これを許可しております。

また、これに伴い、後任として、北海道議会から花崎勝君、佐藤禎洋君、檜垣尚子君、山根理広君、池本柳次君がそれぞれ選出されておりますので、ご報告いたします。

1. 日程第1、補欠議員の議席の指定

○副議長(濱本進君) 日程第1、補欠議員の議席の指定の件を議題といたします。

補欠議員の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、池本柳次君を7番、山根理広君を8番、檜垣尚子君を10番、佐藤禎洋君を11番、花崎勝君を12番にそれぞれ指定いたします。

1. 日程第2、会議録署名議員の指名

○副議長（濱本進君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第94条の規定により、

小 貫 元 君
大 野 幹 恭 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○副議長（濱本進君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（高橋智昭君） ご報告いたします。

管理者から提出のありました議案は、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号でございます。

このほか、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上でございます。

1. 日程第3、会期決定の件

○副議長（濱本進君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月5日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

1. 日程第4、議長の選挙

○副議長（濱本進君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に花崎勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました花崎勝君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、花崎勝君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました花崎勝君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

議長に当選されました花崎勝君のご挨拶があります。

花崎勝君。

○議長（花崎勝君） ただいま皆様方のご推挙を賜り、議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございます。

今後、石狩湾新港の発展と、公正かつ円滑な議会運営に全力を傾け、この重責を果たしたいと思っておりますので、皆様方のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（濱本進君） これをもって、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（花崎勝君） それでは、会議を続行いたします。

1. 日程第5、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号

○議長（花崎勝君） 日程第5、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者 苫米地庄吾君。

1. 議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号に関する説明

○専任副管理者（苫米地庄吾君） ただいま議題となりました議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、石狩湾新港管理組合行政手続条例案につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その1）をご覧ください。

この条例案は、行政手続法の趣旨に鑑み、石狩湾新港管理組合への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものでございます。

次に、議案第2号、石狩湾新港管理組合行政不服審査法施行条例案につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その2）をご覧ください。

この条例案は、行政不服審査法の規定に基づき設置する石狩湾新港管理組合行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

最後に、報告第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（報告）をご覧ください。

当管理組合が出捐または出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など2法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（花崎勝君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、北海道新幹線札幌トンネル札幌工区の発生土を西地区海面処分用地に仮置きすることについてです。

この用地は、平成13年11月に石狩湾新港管理組合に対し、管理組合管理者の堀達也知事が公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けることを出願しました。その免許願書によれば、同法第2条第2項第3号の規定にある埋立地の用途は緑地と記されています。

第4号の設計の概要に関し、埋立てに関する工事の施工順序では、護岸施工後、国が施工する航路から採取した土砂を投入し、順次、計画地盤高まで仕上げるとあり、埋立てに用いる土砂等の種類は、しゅんせつ土砂（海砂）とされています。どこにも山を掘った土砂を持つてくるとは書いていません。私の見落としでしょうか。

免許出願には、しゅんせつ土砂以外を運ぶことについて、どのように記載されているのですか。

新幹線の土砂を仮置きすることになれば、埋立地の完成が遅れます。免許出願によれば、大型外貿埠頭の整備に伴い、大量のしゅんせつ土砂が発生することから、受入れ体制の整備が緊急の課題であると事業の緊急性を説いています。

埋立ての計画は9年7か月でしたが、それから約20年、現在の埋立ての進捗状況は、計画受入れ量に対し、94%であり、10年に及ぶ仮置きとなれば、免許出願に記載した内容と矛盾すると思いませんか、管理者の見解を示してください。

なぜ10年に及ぶ仮置きなのか、管理組合は鉄道・運輸機構からどのように説明を受けていますか。搬入、検査、最終受入れ地への運搬の行程について、日数を含め、具体的に教えてください。

トンネル発生土は、検査が必要な土砂ごとに具体的には日別に積み上げることになるかと思いません。このことにより、どの程度の面積が必要になると考えているのか、示してください。

要対策土の搬入先が限られている中で、結局、10年に及ぶ仮置きにより、基準値を超える重金属の値を低減させ、無対策土として運び出す魂胆ではないかと疑ってしまいます。

もちろん、重金属の種類にもよりますが、10年もの仮置きされた要対策土は、土壌溶出量や含有量が変わらず要対策土であり続けるのか、私の指摘どおり、無対策土に変わることがあるのか、その場合、基準値を超えた重金属はどこに消えるのか、説明してください。

港湾計画でも、中央航路から発生するしゅんせつ土砂を処分するための用地だと記されています。

10年間仮置きされることで、中央航路及びマイナス14メートル泊地については、しゅんせつしないことになるのか、説明してください。

新幹線の発生土受入れはやめるべきです。お答えください。

次に、直轄事業について質問します。

国の配分額が示されました。東地区が要求額に対して満額であったことに対し、北防波堤の延伸は約3割でした。

昨年の2定で、予算要求について過去の配分額を参考にすべきだと質問したら、実績を参考に検討した年間施工量を基に算定するべきと答弁が返ってきました。その結果が3割配分です。そして、来年度は、この配分額の倍を要求する考えでいます。

1定でも取り上げましたが、木材チップの今後の取扱いを考えれば、事業の緊急性が失われていきます。予算要求するのであれば、今後の対応が定まったということなのでしょうか。

西地区について、利用者との間で行う協議はどのようになっているか、具体的な対応の検討はどうなっているのか、示してください。

管理組合は、物流機能を安定的に確保する港湾の役割は、経済活動を維持する上で、極めて重要と答弁しています。

管理組合によれば、花畔と樽川については、静穏度が確保されているとのこと。北防波堤の延伸により、静穏度が新たに確保される岸壁は西地区です。来年以降の西地区の物流機能とはどのようなことを指しますか、教えてください。

来年、西地区で取り扱われる貨物量について、どのように試算していますか、その貨物量に見合う使用料収入と西地区に関わる工事の公債費等を比較するとどのようになると考えていますか、お答えください。

来年度の予算要求は、東地区関係で20億300万円、北防波堤に14億4500万円です。北防波堤は、前年比9億1500万円の減額要求です。

昨年は、要求額について、年間施工量の検討、見直しを行っているかと答弁していました。昨年からの要求額を減少したことはこの検討の結果なのか、どのようにして年間施工量が定まったのか、説明してください。

平成26年度から平成30年度には、傾向として、要求額がおおむね20億円前後、配分額が7億円前後でした。その当時と比較して、要求額が1.7倍に跳ね上がります。

この予算要求の結果、組合債残高は、今年度と比較してどの程度の増減がありますか、お答えください。

港湾建設費の増加は、厳しい母体財政に多大なる負担を生じさせます。港湾建設費の抑制にかじを切ることを求めて、質問を終わります。

なお、再質問は留保します。

○議長（花崎勝君） 専任管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、新幹線トンネル発生土の仮置きに関し、まず、埋立て免許願書の記載についてであります。西地区海面処分用地につきましては、管理者が公有水面埋立法に基づく免許を受け、現在、埋立てを行っているところでございます。

埋立て免許を受ける際の願書は、管理組合が実施する埋立ての内容を示すものであり、埋立てに用いる土砂などの種類といたしまして、しゅんせつ土砂と記載しているところでございます。

次に、埋立ての計画についてであります。埋立て免許は事業の進捗に合わせて出願事項の変更により、竣工期間の伸長が許可されており、適正な手続が行われているところでございます。

次に、仮置きの期間についてであります。鉄道・運輸機構から、土砂の搬入期間は令和4年度から令和8年度、搬出期間は令和4年度から令和13年度として予定が示されているところでございます。

また、具体的な行程の一つといたしまして、1日当たりの運搬台数は平均450台と示されているところでございます。

次に、仮置きに必要となる面積についてであります。鉄道・運輸機構からは、15万平方メートル以上の面積が必要であると示されているところでございます。

次に、重金属についてであります。鉄道・運輸機構からは、対策土から溶出した重金属が地下へ浸透しないよう、アスファルト舗装や遮水シートの敷設などの対策工が示されているところでございます。

なお、対策土としての判定結果が変更されることはないと聞いているところでございます。

次に、中央航路などのしゅんせつについてであります。鉄道・運輸機構が新幹線土砂の仮置き候補地としております西地区海面処分用地は、しゅんせつ土砂の処分を目的とした施設であり、今後、新幹線土砂の仮置きが生じた場合におきましても、引き続き、しゅんせつを実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新幹線の発生土受入れについてであります。鉄道・運輸機構からは、西地区海面処分用地の候補地としての検証や、環境保全対策を検討するため、事前に現地調査を行うことが示されているところでございます。

管理組合といたしましては、港湾の管理運営に支障がないよう、新幹線の発生土受入れにつきまして、適正に判断してまいりたいと考えているところでございます。

次に、直轄事業に関し、まず、西地区における利用者との協議についてであります。利用者は、昨年11月にパルプ製造設備を本年12月に停止することを公表しており、本港におきましては、パルプ製造の原材料となる木材チップの取扱いに影響があると考えているところでございます。

現状といたしまして、利用者はパルプ製造設備停止後も紙の製造を継続いたしますことから、グル

ープ内の各工場からのパルプ調達に向けて、その品質や配合の検証を行っており、併せて輸送ルートや調達方法などを検討していると聞いているところでございます。

管理組合といたしましては、荷さばき地の必要規模を含め、既存施設の利用の可能性につきまして、利用者と協議を行っているところでございます。

次に、西地区の物流機能についてであります。西1号岸壁は、北海道の日本海側の港湾において最大水深を有し、大型船舶の入港による物流の効率化などを目的として、広く多くの企業に利用していただくために整備したものでございます。

来年以降につきましては、広い埠頭を利用する重厚長大な貨物などの取扱いが見込まれているところでございます。

次に、西地区の貨物量及び使用料収入についてであります。現在、既存施設の利用の可能性につきまして利用者と協議を行っており、不確定要素が多いことから、現時点では令和4年度における貨物量及び使用料収入の推計は行っていないところでございます。

なお、西地区に係る令和4年度の公債費は、約3億4000万円となる見込みでございます。

次に、要求額についてであります。国が昨年度実施した事業再評価によるケーソンの製作及び据付けの個数の見直しや、過年度の施工実績により、年間施工量を定めたところでございます。

最後に、直轄事業に係る組合債残高についてであります。令和4年度の直轄事業に係る予算要求に基づく組合債の残高は、令和3年度末と比較いたしまして、約7億5000万円の増となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 何点か、再質問します。

最初に、新幹線トンネルの発生土の仮置きについてなのですが、埋立ての土砂はしゅんせつ土砂と記載しているという答弁だったのですが、それは分かっているのです。そのように書いてあるというのは、

聞きたいのは、しゅんせつ土砂以外を運ぶということが記載されているのかどうかということだったので、これについてお答えください。

仮置きの期間について、具体的に教えてくれと言いましたが、ちょっと答弁がずれているのですが、答弁によれば、最後の土砂が令和8年度に運び込まれても令和13年度まで置きっ放し。また、1日当たり450台のダンプだと答弁がありました。

私が聞いたことは、その運び込んだ土が検査するまでに何日かかって、検査結果が出るのに何日かかって、結果が出てから運び出されるまでに何日かかるのかというスケジュールなのです。具体的にこの三つの日数をお答えください。

重金属の性質が変わるかという問題です。

答弁では、対策土としての判定結果が変更されないというので、確認します。

搬入後に検査した要対策土か無対策土かという土の定義が変わらないということであって、土砂の重金属の値は変わる可能性があるということではないのでしょうか、お答えください。

次に、直轄事業ですけれども、西地区の協議は行っているところだということで、その中で、来年度以降の使用料収入は推計していないが、西地区での公債費は3億4000万円、さらに、要求どおりの直轄事業をやれば7億5000万円の借金が増える、こういう答弁でした。

これは、母体財政に大きな負担をかけることになると考えませんか、お答えください。

以上です。

○議長（花崎勝君） 専任副管理者 苫米地庄吾君。

○専任副管理者（苫米地庄吾君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、新幹線トンネル発生土の仮置きに関し、まず、埋立て免許願書の記載についてであります。埋立て免許願書は、埋立てに必要な事項を記載するものであり、埋立て以外を目的とした土砂搬入などにつきましては記載されないところでございます。

次に、具体的な日数についてであります。鉄道・運輸機構からは、作業手順といたしまして、トンネル工事で掘削された土砂の搬入、試料の採取分析、対策土と無対策土の分別、仮置き後の最終受入れ地への搬出が示されているところでございます。

現在は、新幹線土砂の仮置き候補地といたしまして、事前の現地調査を行うことが示された段階であり、検査などの具体的な日数につきましては示されていないところでございます。

次に、重金属についてであります。鉄道・運輸機構からは、降雨などの現場条件により、対策土の重金属の値は変化する可能性があるというところでございます。

また、繰り返しになりますが、対策土から溶出した重金属が地下へ浸透しないよう、対策工が示されているところでございます。

最後に、直轄事業に関し、母体財政への負担についてであります。港湾機能の充実を図るために港湾整備は必要不可欠なものであり、着実に進めていくことが重要であると考えているところであります。

しかしながら、母体の財政状況は厳しいものと認識をしており、引き続き、効率的、効果的な事業の実施など、母体負担の低減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（花崎勝君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

それでは、日程第5のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5のうち、議案第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花崎勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（花崎勝君） これをもちまして、令和3年第2回定例会を閉会いたします。

午後1時52分閉会